

消 防 予 第 1 2 9 号  
平成 2 4 年 3 月 3 0 日

各都道府県消防防災主管部長 } 殿  
東京消防庁・各指定都市消防長 }

消 防 庁 予 防 課 長  
( 公 印 省 略 )

アーケードに添架する装飾等について建築基準法第 44 条の規定に基づく  
許可の運用について (情報提供)

今般、アーケードに添架する装飾等の許可の運用について、国土交通省住宅局市街地建築課から各都道府県建築行政主務部長宛に、別添のとおり「アーケードに添架する装飾等について建築基準法第 44 条の規定に基づく許可の運用について(技術的助言)」(平成 24 年 3 月 30 日国住街第 256 号)が発出されましたので情報提供いたします。

各都道府県消防防災主管課におかれましては、貴都道府県内の市町村(消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。)に対し、この旨周知を図っていただきますようお願いいたします。

連絡先 消防庁予防課 児玉、伊倉 電話 : 0 3 - 5 2 5 3 - 7 5 2 3 FAX : 0 3 - 5 2 5 3 - 7 5 3 3
---

国住街第256号  
平成24年3月30日

各都道府県建築行政主務部長 殿

国土交通省住宅局市街地建築課長

アーケードに添架する装飾等について建築基準法第44条の規定に基づく  
許可の運用について（技術的助言）

建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第44条第1項第4号の規定に基づき建築が許可されている道路上のアーケードは、主として日よけ、雨よけ又は雪よけ等の目的で整備されるものであるが、地域における商業の活性化等の目的を担っていることも多く、各種イベント時等には装飾、広告物、音響機器等の設備機器その他これらに類するもの（以下、「装飾等」とする。）の添架、変更が企画される場合がある。

この際の法第44条の規定に基づく許可の運用について、「規制・制度改革に係る方針」（平成23年4月8日閣議決定）において「アーケードに添架する装飾等の運用の緩和」を行うこととされたことを踏まえ、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言として、下記のとおり通知する。

また、貴職におかれては、管内の特定行政庁に対してもこの旨周知いただくようお願いする。

なお、総務省消防庁からも、別添のとおり、各都道府県消防防災主管部長等あてに通知されていることを申し添える。

#### 記

商店街における各種イベント等の際に一時的にアーケードに添架を行う旗やのぼりなどの建築物又は建築物の部分に該当しない装飾等については法第44条第1項第4号の規定に基づく手続は不要である。